

様式第1の2(第5条関係)

(表)

鹿児島市長 殿

記載例

申請者：事業者用

記入した日を記載

令和 ●年 ●月 ●日

印を省略する場合は氏名を署名すること  
(ゴム印やPC入力したものは代表者印が必要です)

所在地 鹿児島市●●1丁目1-11

名称 株式会社 ●●●●

代表者職・氏名 代表取締役社長 鹿児島 太郎 (署名又は記名押印)

TEL 099-●●●●-●●●●

次世代自動車等普及促進事業補助金交付申請書兼市税納付状況調査等同意書

鹿児島市...  
ます。なお申...  
のことに同意し...

**裏面がありますので  
両面印刷してご使用ください。**

...  
お申し込み...  
ともに、次...

- (1) 裏面1の該当の有無を確認するために、鹿児島市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されること。
- (2) 当事業所に係る鹿児島市市税(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税)の納付状況について、鹿児島市が職権で調査すること。
- (3) 鹿児島市次世代自動車等普及促進事業補助金で購入する償却資産(事業用資産)は、鹿児島市資産税課に情報提供すること。

補助事業の名称	鹿児島市次世代自動車等普及促進事業
種類	1. 燃料電池自動車 2. 電気自動車(普通・小) 3. 電気自動車(軽自動車) 4. V2H充電設備 ※該当する番号に○をしてください。
車名	(メーカー名) ●●自動車 (車種名) ●●●
自動車登録番号 又は車両番号	鹿児島●●● あ 1234
車両登録日	令和 ●年 ●月 ●日
使用の本拠の位置	鹿児島市●●1丁目1-11
V2H充電設備名	(メーカー名) ●●● (型式) ABC-123
V2H充電設備設置場所	鹿児島市●●1丁目1-11
V2H充電設備保証開始日	令和 ●年 ●月 ●日
交付申請金額	150,000円

メーカー名と車種名(V2H  
充電設備の場合はメーカー名  
と型式)を記入してください

V2H充電設備を申請する場  
合は、この2つの欄は同一でな  
ければなりません。

※ 市記入欄

市税納付状況チェック欄

完納 ・ 未納

(裏)

1 申請にあたっては、下記のいずれにも該当しないことを誓約すること

- (1) 鹿児島市次世代自動車等普及促進事業補助金の交付の申請をする者（以下「申請者」という。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の場合
- (2) 申請者が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員を利用している者の場合
- (3) 申請者が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している者の場合
- (4) 申請者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者の場合
- (5) 申請者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者の場合

2 交付申請時の必要書類

○：提出が必要

		次世代自動車	V2H充電設備
1	申請書（様式第1の2）	○	（注3）
2	登記簿謄本等、事業所等の所在地や事業内容等を確認できる書類（注1）（注2）	○	—
3	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項による自動車検査証（初度登録のものに限る。）に添付されている自動車検査証記録事項の写し	○	—
4	次世代自動車の燃費やV2H充電設備の出力・規格等を確認できる書類（カタログの諸元表等）	○	○
5	保証書の写し（記入欄が全て記載されているもの）	—	○
6	次世代自動車購入に係る注文書等の写し（車両本体価格の記載があるもの）	○	—
7	次世代自動車購入に係る領収書等の写し（上記6と同額の車両本体価格の記載があるもの）	○	—
8	V2H充電設備の設置に係る工事請負契約書等の写し（機器本体価格の記載があるもの）	—	○
9	V2H充電設備の設置に係る領収書等の写し（上記8と同額の機器本体価格の記載があるもの）	—	○
10	次世代自動車の写真（車両全体及び自動車登録番号がわかるもの）	○	—
11	V2H充電設備の写真（機器全体、設置場所及び銘板がわかるもの）	—	○
12	省エネレポート（様式第3から第3の4のいずれか）	○	—

（注1）次世代自動車の車両登録日以降に発行されたものであること。

（注2）同一年度内の申請時に既に提出し、記載事項に変更が無い場合は不要。

（注3）同時に申請する電気自動車のもものと兼ねることができる。